

たつの市三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家族の支え合いによる子育てしやすい環境の整備を図り、本市への定住を促進するため、三世代同居に資する住宅の改修を実施する者に対し、予算の範囲内で三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市に永住する意思を持った者が、本市の住民基本台帳に登録し、当該住所を生活の本拠地とすることをいう。ただし、事業所又は自己の都合等で一時的に本市に居住する場合を除く。
- (2) 住宅 キッチン、浴室（脱衣室を含む。以下同じ。）、トイレ、玄関及び居室を備え、専ら自己の居住の用に供する建築物（併用住宅で、改修後の延床面積の過半を専ら自己の居住の用に供している場合を含む。）をいう。
- (3) 三世代同居 直系親族で構成される3以上の世代が同居することをいう。
- (4) 三世代同居に対応した住宅 キッチン、浴室、トイレ又は玄関のいずれかが複数ある住宅をいう。
- (5) 住宅改修 住宅のキッチン、浴室、トイレ又は玄関のいずれかを増設する工事であって、兵庫県の住宅改修業者登録制度に登録している事業者と契約するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、定住する意思を持ち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅改修後速やかに当該住宅で三世代同居し、10年以上三世代同居を継続しようとする者。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。
- (2) 第7条に規定する交付申請時において、小学生以下の子（妊娠中の子を含む。）の三親等以内の直系親族で、当該子と同居している者又は住宅改修後に同居予定の者
- (3) 同居する者全員が本市に納付すべき税を滞納していない者
- (4) 住宅所有者以外が住宅改修を行う場合は、10年以上の貸借期間を確保し、住宅改修に対する住宅所有者の同意を得た者

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、市内に所在し、次の各号のいずれにも該

当する住宅（昭和56年5月31日以前に着工された住宅（以下「旧耐震基準の住宅」という。）にあっては、住宅改修後において別表第1に定める耐震基準を満たすものに限る。）とする。

- (1) 住宅改修後において、一戸建てとなる住宅（階段、廊下等を他の住宅と共用しない住宅）。ただし、住宅内部で居住部分間を移動できない住宅を除く。
- (2) 住宅改修後10年以上、三世代同居に対応した住宅として活用する住宅
- (3) 住宅改修を行う部分について、他の補助金等の交付を受けていない住宅
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき、適正に住宅改修を実施する住宅

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる区域内に所在する住宅は、交付対象としない。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (2) 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に掲げる対象となる住宅改修に係る経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅改修に着手する前に、三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 実施計画書（様式第3号）
- (3) 改修費内訳表（様式第4号）
- (4) 改修費見積明細書
- (5) 建物図面等（付近見取図、配置図、平面図（改修前後）その他住宅改修の内容が確認できる図面）
- (6) 住宅の登記事項証明書
- (7) 住宅所有者の同意書（住宅所有者が申請者と異なる場合に限る。）
- (8) 誓約書（様式第5号）
- (9) 住宅改修前の住宅の写真及び改修部分の写真
- (10) 住宅の建築時期が確認できる書類
- (11) 住宅改修後において、住宅が別表第1に定める耐震基準を満たすことが確

認できる書類（旧耐震基準の住宅に限る。）

- (1 2) 補助対象者と同居する者全員の記載がある戸籍謄本又は抄本
- (1 3) 補助対象者と同居する者のうち納税義務がある者全員の納税証明書
- (1 4) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号。以下「交付決定通知書」という。）により当該申請者に通知する。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金却下通知書（様式第7号）により当該申請者に通知する。

(変更申請等)

第9条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の対象となる事業を変更し、又は中止しようとするときは、三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金変更交付申請書（様式第8号）に、内容の変更が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の変更を決定し、三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により当該交付決定者に通知する。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、住宅改修が完了したときは、三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第11号）
- (2) 実施報告書（様式第12号）
- (3) 住宅改修の契約書及び領収書の写し
- (4) 住宅改修後の住宅の写真及び改修部分の写真
- (5) 耐震改修工事を実施し、別表第1に定める耐震基準を満たすものとして建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士の確認を受けたことが確認できる書類（旧耐震基準の住宅に限る。）
- (6) 補助対象者と同居する者全員の住民票の写し（妊娠中の子にあつては母子健康手帳の写し）
- (7) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条に規定する三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、当該報告が適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金交付確定通知書（様式第13号）により、交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 市長は、前条に規定する補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- （3） この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により、交付決定者に通知する。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じる。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を求めるときは、三世代同居定住促進住宅改修支援事業補助金返還命令書（様式第16号）により通知する。

（補助事業完了後の状況報告等）

第15条 交付決定者は、住宅改修完了日から10年の間に市長から補助対象となった住宅の管理及び活用状況等について報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月24日から施行する。

別表第1（第4条関係）

耐震診断区分		構造区分	耐震基準	
			改修建築物を自己の居住の用に供する場合	左記以外の場合
1	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が0.7以上	上部構造評点が1.0以上
2	市が実施する簡易耐震診断	木造	総合評点が0.7以上	総合評点が1.0以上
3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標（I _s ）が0.3以上	構造耐震指標（I _s ）が0.6以上
4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2011年版）による耐震診断	鉄筋コンクリート造		構造耐震指標（I _s ）を構造耐震判定指標（I _{so} ）で除した値が1.0以上
5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造		
6	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること。	
7	上記1から6までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記1から6までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。	

別表第2（第5条関係）

	対象となる住宅改修
キッチン	1 キッチン流しの設置 2 ガスコンロ、IHクッキングヒーター又はコンロ台の設置（設備に組み込まれていないものは対象外とする。） 3 食器収納庫、食料品貯蔵庫の設置（増設するキッチン内又はこれに隣接して設置されているものに限る。） 4 食器棚の設置（造り付け、又はシステムキッチン等に組み込まれている戸棚等に限る。） 5 ビルトイン食器洗浄機の設置 6 給排水設備工事 7 ガス・電気工事 8 換気設備工事 9 照明設備工事（天井灯、フットライト等に関する工事を対象とするが、住宅に組み込まれない照明器具等の設置工事を除く。） 10 内装・下地工事（キッチンと他を区切るための間仕切り壁設置工事や対面式流し台のカウンター設置工事、コンロ台廻りの小壁等を含む。） 11 給湯器（高効率給湯器は、対象外とする。）の設置又は取替 12 その他工事（窓設置、足場、養生、建具等の除却等とする。躯体工事は含まない。） [考え方] ・キッチンとは、次の基準を満たすものをいう。 ①給排水設備と接続されたキッチン流しを有すること。 ②下記のいずれかが設置されており、ガスコンロ又はIHクッキングヒーターを設置・接続可能なコンロ台を有すること。 ・ガス栓と接続されたガスコンロ ・電気接続されたIHクッキングヒーター ・ガス栓 ・電気コンセント 上記を満たすミニキッチン（現場で組み立て等が不要で、当該既製ユニットの間口がおおむね1,500mm以下のもの）の設置は、リフォーム後にシステムキッチン等を有するキッチンが別にある場合に限り、対象とする。 ○DKやLDKの場合 照明設備工事、内装下地工事及びその他工事等に要する費用については、面積按分によりキッチンに係る費用を算出する。
浴室	1 ユニットバス、浴槽又はシャワー設備設置（ジャグジー、ミストサウナ、浴室内テレビ、浴室内オーディオ等設置工事は対象外とする。ただし、ユニットバスの場合はその価格相当分を除く。） 2 給排水設備工事 3 ガス・電気工事 4 換気設備工事（浴室乾燥、空調等も対象とする。）

	5 照明設備工事（天井灯、フットライト等に関する工事を対象とするが、住宅に組み込まれない照明器具等の設置工事を除く。） 6 内装・下地工事（下地の補強、防水工事、タイル貼り、床下・天井・壁点検口設置等に関する工事、浴室と他を区切るための間仕切り壁設置等を含む。） 7 給湯器（高効率給湯器は、対象外とする。）の設置又は取替 8 浴室内の手洗い、タオル掛け、手すり等の設置 9 脱衣所の増設（脱衣所内の洗面設備設置工事、洗濯機に関する給排水設備工事は対象外とする。） 10 その他工事（窓設置、足場、養生、建具等の除却等とする。躯体工事は含まない。） [考え方] ・浴室とは、給排水設備及び給湯設備に接続された浴槽又はシャワーを有するものをいう。 ※浴室と便所とが一体となったものも対象とする。 ※浴槽のないシャワー専用浴室の設置工事は、浴槽を有する浴室が別にある場合に限り、対象とする。
トイレ	1 便器の設置（洗浄便座、暖房便座機能を有しているものも含む。） 2 給排水設備工事 3 電気工事 4 換気設備工事 5 照明設備工事（天井灯、フットライト等に関する工事を対象とするが、住宅に組み込まれない照明器具等の設置工事を除く。） 6 内装・下地工事（トイレと他を区切るための間仕切り壁設置工事等を含む。） 7 トイレ内の手洗い、トイレットペーパーホルダー、タオル掛け、手すり、収納等の設置 8 その他工事（窓設置、足場、養生、建具等の除却等とする。躯体工事は含まない。） [考え方] ・トイレとは、給排水設備に接続された大便器を有するものをいう。（洋式、和式は問わない。小便器のみは対象外とする。） ※浴室とトイレが一体となったものも対象とする。
玄関	1 玄関ドアの設置 2 玄関土間の敷設 3 開口部の躯体工事 4 電気工事 5 照明設備工事（天井灯、フットライト等に関する工事を対象とするが、住宅に組み込まれない照明器具等の設置工事を除く。） 6 内装・下地工事（窓設置工事、玄関と他を区切るための間仕切り壁設置工事等を含む。） 7 上層階玄関等への外階段の設置 8 下駄箱、インターホン、手すり等の設置（下駄箱等は造り付けに限る。）

	また、インターホンはりビング等に設置する親機も対象とする。） 9 郵便受け設置（当該玄関に至るために通る門扉等に付属して設置される場合を含む。） 10 その他工事（窓設置、足場、養生、建具等の除却等とする。開口部以外の躯体工事は含まない。開口部の躯体工事には、開口部を設ける（新たに玄関ドアを設置する）ための解体、除却工事を含む。） [考え方] ・玄関とは、屋外から鍵のかけられる玄関扉を有し、土間（靴を着脱するスペース）を有するものをいう。 ※勝手口（キッチン等にもみ接続するものや、車庫等に直接出入りするためのもの）は対象外とする。
共通	[考え方] ・給排水設備、ガス・電気、換気設備、照明設備工事等において必要となる躯体工事及び機能回復工事も対象とする。 ・給排水、ガス・電気工事等について、既存の配管等の工事もあわせて行う場合は、増設に係る費用を按分等により算出する。 ・次の費用は対象外とする。 ①申請手続又は検査に要する費用 ②設計又は調査に係る費用 ③業務用の設備機器に係る費用 ④設備機器又は照明器具で、壁、床又は天井と一体となっていないものに係る費用 ⑤外構工事に要する費用

別表第3（第6条関係）

補助対象経費	補助額
100万円以上150万円未満	80万円
150万円以上200万円未満	120万円
200万円以上250万円未満	150万円
250万円以上300万円未満	180万円
300万円以上350万円未満	220万円
350万円以上400万円未満	250万円
400万円以上	270万円